

平成20年度 福井県公共工事入札監視委員会審議状況報告

福井県公共工事入札監視委員会要領第5の規定により、平成20年度の審議状況について下記のとおり報告します。

平成21年3月31日

福井県知事様

福井県公共工事入札監視委員会

記

1 開催状況

《第1回》

(1) 日時 平成20年6月20日(金) 13:30~15:30

(2) 場所 県庁7階 特別会議室

(3) 出席委員 荒井委員、川崎委員、下中委員、藤井委員、薬袋委員

(4) 議題

- ・入札および契約に係る制度の運用について

(抽出事案)

- ア 一般国道305号 道路改良工事(地域連携推進(国道))(朝日土木事務所 発注)
- イ 一級河川大蓮寺川 総合流域防災工事(勝山土木事務所 発注)
- ウ 県営住宅下荒井団地2・3号館 高齢者向住戸改善工事(建築住宅課 発注)
- エ 一般県道殿下福井線 電線共同溝整備工事・(県単)舗装道補修工事(福井土木事務所 発注)
- オ 一級河川足羽川 特殊堤改築工事(足羽川激対策工事事務所 発注)
- カ 福井港 港湾改修(地方)工事(福井港湾事務所 発注)
- キ 小浜東部地区 経営体育成基盤整備事業(ほ場)(嶺南振興局農村整備部 発注)

- ・談合その他の不正行為に関する事項について
- ・平成20年5月末現在の入札執行状況について

《第2回》

(1) 日時 平成20年9月3日(水) 13:30~15:30

(2) 場所 県庁6階 大会議室

(3) 出席委員 荒井委員、川崎委員、下中委員、藤井委員、薬袋委員

(4) 議題

- ・平成20年4月からの入札制度概要について
- ・入札および契約に係る制度の運用について

(抽出事案)

- ア 藤島高校普通特別教棟 耐震補強・リフレッシュ機械工事(営繕課 発注)
- イ 一般国道364号 (県単)道路震災対策工事(三国土木事務所 発注)
- ウ 奥地保安林保全緊急対策工事(嶺南振興局林業水産部 発注)
- エ 道路標示第2回工事(警察本部 発注)
- オ 一般国道365号 (県単)道路防災対策工事応急工事(丹南土木事務所 発注)

- ・談合その他の不正行為に関する事項について
- ・最低制限価格等の設定方法の改正について
- ・平成20年度における土木部および農林水産部発注の工事等の入札執行状況について

《第3回》

(1) 日 時 平成21年1月13日(火) 13:30~16:20

(2) 場 所 県庁6階 大会議室

(3) 出席委員 荒井委員、川崎委員、下中委員、藤井委員、薬袋委員

(4) 議 題

- ・入札および契約に係る制度の運用について

(抽出事案)

ア 福井県陽子線がん治療施設(仮称)建築工事(営繕課 発注)

イ 一級河川底喰川 基幹河川改修工事・基幹河川改修工事(受託)合併工事

(福井土木事務所 発注)

ウ 一般県道常神三方線 地方道路交付金工事(道路改良)(敦賀土木事務所 発注)

エ 春江北部2期地区 かんがい排水事業(一般型・県営)(坂井農林総合事務所 発注)

オ 阪谷第二地区 中山間地域総合整備(一般型)(奥越農林総合事務所 発注)

- ・談合その他の不正行為に関する事項について

《第4回》

(1) 日 時 平成21年3月18日(水) 9:30~11:30

(2) 場 所 県庁2階 中会議室

(3) 出席委員 荒井委員、川崎委員、下中委員、藤井委員、薬袋委員

(4) 議 題

- ・入札および契約に係る制度の運用について

(抽出事案)

ア 主要地方道坂本高浜線 道路改良工事(地域連携推進(地方道))(小浜土木事務所 発注)

イ 予防治山工事(丹南農林総合事務所 発注)

ウ 一般国道305号線 道路改良工事(地域連携推進(国道))

ホノケ山トンネル(仮称)奥野々工区(丹南土木事務所 発注)

エ 自然環境整備交付金事業(三国土木事務所 発注)

オ 福井県陶芸館展示リニューアル工事(地域産業・技術振興課 発注)

- ・談合その他の不正行為に関する事項について

- ・より適切な執行に向けた入札制度の改正について

2 主な質疑および説明

(1) 入札制度全般

Q 最低制限価格は、どのように計算するか。(第1回 イ)

A 直接工事費+共通仮設費+現場管理費1/5に消費税を加算した額としている。

注)平成20年3月末現在

Q 2つの工事を共同で発注した理由は。(第1回 エ)

A 分離分割での発注も考えられるが、歩道の部分は国の予算を使って電線共同溝整備工事を、車道の部分は県単独の予算で舗装工事を行うものであり、同じ道路であることから共同で発注した。

Q 合併で発注したことによるコスト削減はあったか。(第1回 エ)

A 施工業者が使用する重機を共用で使用できるなどコスト削減はできたが、小規模工事の合併であったため設計段階でのコスト削減効果は小さかった。

Q 指名業者を選定する総合判定において、判定基準の一つである手持ち工事量がマイナスと評価されているがどういう意味か。(第1回 オ)

A 手持ち工事量が多い場合はマイナスの評価としている。

Q 分離分割で発注し、随意契約を行っているが、一体的に発注することはできないか。(第1回 キ)

A 前年度に基盤整地工事を施工した業者に請け負わせることで、工事瑕疵の責任の所在を明らかにできること、発注を早期に行い、施工後の田植え作業を円滑に行わせることなどから、分離発注したもの。

- Q 入札参加資格として施工実績および配置予定技術者の施工実績を求めないとしているが、技術者は配置しないのか。(第2回 イ)
- A 施工実績は求めていないが、建設業法に基づき必要となる配置予定技術者は置くこととしている。
- Q 入札額の状況を見ると、入札額の差が上下100万円もないのはなぜか。(第2回 ウ)
- A 応札業者は、設計内容を閲覧して各社が見積もって入札している。単純な工事であると、閲覧を行うことで見積もり結果が近くなることがある。
- Q 応札業者は14社だったが、入札参加業者は原則20社以上を確保するのではないか。(第2回 ウ)
- A 原則として土木事務所管内での発注に努め、入札参加業者数が原則として20社以上となるように入札を行っているが、業種によっては管内の業者数が異なるため、少なくとも管内で施工可能な業者が15社以上あれば実施している。今回の工事は、実際に施工可能な業者を15社以上確認したが、結果として応札業者が14社となったものである。
- Q 施工可能な業者が多くても、応札業者が少なかった場合はどうするか。(第2回 ウ)
- A 一般競争入札においては、応札業者が結果として1社となっても有効である。
- Q 施工場所を県内一円としたが、地域で分割発注はできないか。(第2回 エ)
- A 公安委員会の交通規制決定は、県内一円で同時としているため、県内同時に施工している。
- Q 入札参加資格にラインマーカー等の車両、機器等を保有していることを条件としたが、入札参加に制約はなかったか。(第2回 エ)
- A 該当する業者数は少なくとも15社以上確認している。車両、機器等は自社保有でなくとも、リース保有でも認めている。
- Q 随意契約の設計額は、どのように決めるか。(第2回 オ)
- A 積算基準があるものはその基準を使い、積算基準のないものは見積りを取って決めている。
- Q 随意契約の相手方は、どのように選んだか。(第2回 オ)
- A 今回の工事は、現地に精通しており迅速に対応可能な業者に請け負わせた。
- Q この事案は総合評価落札方式ではなく、価格競争だが、同種の工事は価格競争なのか。(第3回 エ)
- A 総合評価落札方式は、5千万以上の事案について行っているが、この事案は約4千万であった。事業費によっては、他地区で総合評価落札方式を行う場合もある。
- Q 20年度からの入札制度の見直しで、入札条件に地域要件を設けることが増えた。応札業者を一定の地域に限定することで応札業者数が少なくなることはないか。この事案は応札者が6社であるが、全体としてどういう傾向であるか。(第3回 エ)
- A 20年4月から12月末までの応札業者数の平均は、15～16社である。
- Q 最近の四半期毎の落札率の状況の傾向はどのようなものか。入札制度の見直しによる影響については、長期的な分析をお願いしたい。(第3回 その他)
- A 20年度からの入札制度の見直しにより、予定価格250万円超の発注は、原則として制限付き一般競争入札となったが、20年度の第1四半期と第2四半期を合わせた制限付き一般競争入札の落札率の平均は、19年度の指名競争入札の落札率の年度平均より下がっている。
- Q WTO入札となったが、海外から応札業者はあったか。(第4回 ウ)
- A 全て国内業者であった。

(2) 総合評価落札方式関係

- Q 総合評価落札方式の評価内容や評価基準は公表しているか。(第2回 ア)(第3回 イ)
- A 公表している。
- Q 評価の中に防災を評価する項目はあるか。(第2回 ア)
- A 評価項目にある。
- Q 応札した価格が一番低い業者が、総合評価により逆転して落札できなかったが。(第3回 イ)
- A 応札した価格が非常に近接していたため、技術力の評価により逆転があった。
- Q 総合評価の評価点の配点は、誰が行うのか。(第3回 イ)
- A 総合評価落札方式を行う事案は、県庁職員で構成する総合評価審査会で評価方法などの審議を行うが、事案毎に総合評価技術委員会を開き、外部の学識経験者の意見を得て決定している。

Q そのように行う根拠は何か。(第3回 イ)

A 総合評価落札方式実施要領を定めて実施している。

Q 総合評価で評価する技術提案は、業者からどのように提案を受けるのか。(第3回 イ)

A 技術提案は、発注者が指定した課題について、どういふことをやるかの技術提案を県が定めた様式で回答をいただく。それについて発注者が審査を行い、学識経験者の意見も得て評価している。技術提案を求める課題は、事案毎に異なる。

Q 今回の事案の技術提案の配点は10点だが、事案により点数は変わるのか。(第3回 イ)

A 現在の制度は、技術提案を求める標準型と、技術提案を求めず、実績を評価する簡易型がある。簡易型は実績評価で10点としているが、標準型は実績評価10点に技術提案10点を加え、20点としている。

Q 総合評価落札方式の結果は、技術的に評価が一番高い業者であっても、価格順位が低く落札することができなかったが、技術的に評価が一番高い業者に受注させることはないか。(第3回 ウ)

A 総合評価落札方式は、価格と技術力の両方を併せて評価を行うものであるから、結果的に価格で決まる場合もある。

Q 総合評価落札方式を行っているが、1社だけ評価対象外とされている。なぜ評価対象外となったのか。(第3回 オ) (第4回 ア)

A 応札価格が最も低い応札者と、評価を行う業者を比べた場合に、評価を行う業者が技術力で最高の評価を得たとしても、総合評価で第1順位となることができないことが明らかな場合は、評価対象外としている。

Q これまでの抽出事案に、応札価格が近接した結果、技術力の評価で価格競争での順位と総合評価での順位がずいぶん変わった例があった。応札価格の差が小さい場合、技術力の評価が影響を持つ。評価内容を決める発注者により影響が異なるのではないか。(第3回 オ) (第4回 ウ)

A 評価方法は、総合評価落札方式実施要領で定めた手続により行っている。また、外部の学識経験者に対し、評価項目などを審議してもらい、妥当であるという意見を得てから決定している。恣意性のない手続に留意した制度上の運用を行っている。

Q 必ず総合評価技術委員会の意見を聞かないといけないのか。(第3回 オ)

A 地方自治法施行令で外部有識者の意見を聞くことが定められている。

Q 簡易型も同様か。(第3回 オ)

A 評価項目については意見を伺っている。

Q 標準型と簡易型で、価格順位が逆転する割合はどれぐらいか。(第3回 オ)

A 総合評価落札方式は10月末現在で88件あったが、このうち価格順位で落札されなかったものは31件である。

Q 総合評価落札方式の逆転比率の状況について、4月から12月末までの期間ではあるが、逆転の割合が大きく、特に標準型では半分の件数が価格ではなく、技術力の評価により落札しているが、現状はどのようなものか。(第4回 その他)

A 現状の一般競争入札は、最低制限価格近くで落札業者が決定されることが少なくない。応札業者は公表された設計価格から最低制限価格の推計が可能であり、最低制限価格近くで競争となると、総合評価の技術力評価で、逆転が起こる状況がある。

(3) 低入札関係

Q 今後、指名競争入札から一般競争入札へと変わっていくと、落札率は下がっていくと思われるが工事の質は確保できるか。(第1回 カ)

A 大型工事の場合は、低入札対策として調査基準価格を設け、下回った場合に調査を行うほか、施工段階でも監督することにより工事の質を確保していく。

Q 低入札が進むことで、建設業から他産業へ移転することも生じる可能性もあるが、低入札についてどのように考えるか。(第1回 その他)

A 設計額には市場の実勢価格を調べて利潤を乗せているが、落札率が著しく低くなることで工事の品質の低下などが生じないよう、低入札価格調査など対策を講じていく。

- Q 低入札価格調査が必要となった橋梁製作の事案だが、製作している段階で、製作現場の視察は行うか。(第3回 ウ)
- A 製作途中に中間検査等を行うため、製作現場である工場に行く。
- Q 低入札価格調査を行った工事では、どのようなことを行うか。(第3回 ウ)
- A 監督職員を通常の工事より増やし、監督の回数を増やすなど行っている。
- Q 低入札の件数は増える傾向にあるのか。全体的な傾向はどうか。(第3回 ウ)
- A 低入札の件数は、18年度以前は年間数件だったが、18年度20件、19年度10件、20年度は12月末現在で10件となっている。
- Q 設計額と落札額の差が大きい。(第4回 ウ)
- A 調査基準価格を下回ったものについては低入札価格調査を行っており、今回の事案についても調査を行っている。

(4) その他

- Q イメージアップ経費とは何か。(第1回 ア)
- A 建設業は3Kのイメージがあるが、建設現場をきれいにする、工事環境をよくするための諸経費を認めている。
- Q イメージアップ経費は工事経費のうち何%ぐらいか。(第1回 ア)
- A 概ね直接工事費の1%程度認めている。共通仮設費の中にも含める場合もある。
- Q 海の工事であるが、残土処理工とは何か。(第1回 カ)
- A 海の中で掘削した土を一度岸壁から揚げ、仮置き地へ運搬し、処理するもの。
- Q 県公共事業の発注額の推移はどうか。(第1回 その他)
- A 県の当初予算額で18年度は約81.4億円、19年度は約71.2億円、20年度は約57.2億である。
- Q この事案は、過去に入札を行い不調となっている事案だが、経過を説明してほしい。(第3回 ア)
- A 1回目の入札は、全社辞退であった。再度設計を見直し、2回目の入札を行ったが、物価変動や資材高騰などの影響もあり不調となった。今回、3回目の入札で落札となった。
- Q この事案は全体工期を2期に分けているが、理由は何か。(第3回 エ)
- A 工期をⅠ期とⅡ期に分けたが全体として一連の工事である。国庫補助事業の採択枠の都合上、分割したもので予算上の都合である。
- Q 今回第2四半期の契約件数は863件と、前年度同期の契約件数と比べると多い。不景気等で工事が減っていると思われるが、なぜ契約件数が多いのか。(第3回 その他)
- A 建設工事の予算は年々右肩下がりの傾向にあるが、先の第1四半期は、道路特定財源の問題で一時的に工事発注ができなかったなどで契約件数が少なかった。この第2四半期は、各発注機関に前倒し発注の促進を依頼した結果、契約件数が前年度同期と比べて多くなった。
- Q 今回の内装工事の発注仕様は、どのように決定したのか。(第4回 オ)
- A 工事を発注する前段階で、基本設計をプロポーザル方式で業者選定した。当該業者が、基本設計および実施設計を行っており、工事仕様は実施設計の内容として、工事発注している。
- Q 入札参加している業者に県内業者はいないが、博物館や美術館の内装専門の業者か。(第4回 オ)
- A 国内でも当該分野の専門業者は少ない。工事全体の品質確保のため、一括して内装工事を発注したが、実際の工事はガラスケースや木枠の製作など、県内業者で下請けできる部分はある。

3 検討を要する事項

- ・落札率の推移について過去数年分の四半期毎程度の表を作成して委員会で報告すること。(第1回)
- ・落札率の状況の四半期毎のグラフについて、総合評価落札方式のものと、それ以外のものに分けた整理を行うこと。(第4回)
- ・総合評価落札方式を施行して数年が経過したことから、委員会において総合評価落札方式の評価を整理すること。(第4回)